第五章　雑則

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第五十七条　試掘権登録簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第五十八条　試掘権登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

2　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条に次の一項を加える。

15　特定目的信託に係る二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）第三十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十二号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第十二条第一項、第百十七条第三項及び第百三十一条、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号、第九十五条第七項及び第百六十二条第二項、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号、第六十九条第七項及び第百三十九条第二項、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項、第四十二条、第四十四条第一項並びに別表第二第二号及び第四号、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十六号及び第四条第三項第一号、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令の一部改正）

第一条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（令和六年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令

本則第一項中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加え、本則第二項中「前項及びこの項」を「この条」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（親会社等）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可に係る鉱物）

第二条　法第十二条第一項の政令で定める鉱物は、石油及び可燃性天然ガスとする。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第三条　法第百十七条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、経済産業省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（手数料の額）

第四条　法第百三十一条の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　試掘について法第四条第一項の許可を申請する者　許可一件につき二十一万四千七百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、二十一万三千八百円）

二　試掘について法第十二条第一項の許可を申請する者　許可一件につき二十一万九百円（電子申請等による場合にあっては、二十一万百円）

三　法第十四条第一項の許可（同条第二項第二号に規定する許可試掘区域の増減に係るものに限る。）を申請する者　許可一件につき十二万七千百円（電子申請等による場合にあっては、十二万六千二百円）

四　法第百二十条第一項の許可を申請する者（法第十三条第二項に規定する試掘者に限る。）　許可一件につき二十万七千五百円（電子申請等による場合にあっては、二十万五千八百円）

（所得税法施行令の一部改正）

第二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号イ中「権利」の下に「（ロに掲げる無形固定資産を除く。）」を加え、同号ツを同号ネとし、同号ロからソまでを同号ハからツまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ及び第二百九十一条の二第二項第一号ハ中「第六条第八号イからツまで」を「第六条第八号」に、「同号カからツまで」を「同号ロ及びヨからネまで」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第三条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号イ中「権利」の下に「（ロに掲げる無形固定資産を除く。）」を加え、同号ネを同号ナとし、同号ロからツまでを同号ハからネまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権

第百四十五条の十五第三項第一号ハ及び第百八十三条第三項第一号ハ中「第十三条第八号イからネまで」を「第十三条第八号」に、「同号ヨからネまで」を「同号ロ及びタからナまで」に改める。